

平成30年4月11日  
国土交通省

## 東京都等が発注する舗装工事の工事業者に対する 排除措置命令等に伴う指名停止措置について

### 1. 事実概要

公正取引委員会は、東京都、東京港埠頭株式会社、成田国際空港株式会社が発注する舗装工事の工事業者に対し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、平成30年3月28日、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

### 2. 指名停止措置について

#### （1）指名停止措置

本件については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）別表第2第5号に該当するため、排除措置命令等を受けた工事業者に対し、指名停止措置を講ずるものとする。

#### （2）措置対象業者

別添1のとおり

#### （3）措置期間

平成30年4月11日（水）〔本日〕から別添1の期間

#### （4）実施機関

国土交通本省、国土技術政策総合研究所、国土交通大学校、国土地理院（本院及び関東地方測量部）、海難審判所、関東地方整備局、関東運輸局、東京航空局、気象庁、気象研究所、気象衛星センター、東京管区气象台、運輸安全委員会、海上保安庁、第三管区海上保安本部

※問い合わせ先については、次頁のとおり。

<問い合わせ先> (代表03-5253-8111)

国土技術政策総合研究所 (横須賀を除く)・国土地理院・関東地方整備局 (港湾空港関係を除く)について

○国土交通省大臣官房地方課公共工事契約指導室

課長補佐 城石 (内線21962) 直通: 03-5253-8919

契約指導第一係長 原 (内線21953) FAX: 03-5253-1533

国土交通本省 (官庁営繕部を除く)・国土技術政策総合研究所 (横須賀に限る)・関東運輸局・東京航空局・気象庁・海上保安庁等について

○国土交通省大臣官房会計課契約制度管理室

専門官 鈴木 (内線21833) 直通: 03-5253-8206

契約制度管理係長 佐藤 (内線21834) FAX: 03-5253-1530

国土交通本省 (官庁営繕部に限る)について

○国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課

課長補佐 櫻井 (内線23154) 直通: 03-5253-8231

契約第二係長 井上 (内線23155) FAX: 03-5253-1541

関東地方整備局 (港湾空港関係に限る)について

○国土交通省港湾局総務課

課長補佐 菊池 (内線46185) 直通: 03-5253-8663

契約指導係長 黒木 (内線46184) FAX: 03-5253-1648

( 別 添 1 )

	措置対象業者名	措置期間
①	日本道路株式会社	2 ヲ月
②	株式会社NIPPON	2 ヲ月
③	東亜道路工業株式会社	1 ヲ月
④	前田道路株式会社	2 ヲ月
⑤	大成ロテック株式会社	4 ヲ月
⑥	大林道路株式会社	1 ヲ月
⑦	世紀東急工業株式会社	1 ヲ月
⑧	鹿島道路株式会社	1 ヲ月 (※)
⑨	福田道路株式会社	2 ヲ月

※気象庁のみ措置期間が2 ヲ月となる。

[参 考]

○工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 (抄)

別表第2

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内

○工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準 (抄)

7 別表第2関係

二 独占禁止法第3条に違反した場合(第5号から第7号まで及び第12号イ)は、次のイからニまでに掲げる事実のいずれかを知った後速やかに指名停止措置を行うものとする。

イ 排除措置命令

ロ 課徴金納付命令

ハ 刑事告発

ニ 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕